

平成13年7月30日

社会保障審議会統計分科会

## 「疾病、傷害及び死因分類」に係る委員会の設置について

### 1 設置趣旨

「疾病、傷害及び死因分類」については、産業分類とともに我が国の統計に使用される分類として重要な位置を占めている。本分類の作成に当たっては、国際的な趨勢に配慮しつつ、最も適する医学用語等を考慮する必要があり、統計分科会において、統計の基本事項として審議を行う。

しかしながら、本分類は、極めて広範囲に渡る検討を要するため、個別具体的な事項については、分野ごとの委員会を設置し検討を行う必要がある。

### 2 審議事項

- (1) 「疾病、傷害及び死因分類」の普及を目的とする補助分類の作成
- (2) 「疾病、傷害及び死因分類」の軽微な変更
- (3) その他「疾病、傷害及び死因分類」に係る個別専門的事項

### 3 当面のスケジュール及び構成

検討の必要が生じた場合に統計分科会長の了解を得て、分野ごとの委員会を設置。委員会に属する者は、各分野の学識経験者から別途任命された専門委員の中から統計分科会長が指名する。また、統計分科会長は、委員及び臨時委員も指名することができる。

委員会の検討結果は統計分科会に報告。

「疾病、傷害及び死因分類」の大規模改正の場合は別途検討。

## ICDに関する動向

### 1. ICD-10の告示について

我が国で統計調査に用いる「疾病、傷害及び死因分類」は、1990年（平成2年）、WHOにより定められた「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）第10回改訂（ICD-10）」に基づく告示（平成6年10月総務庁告示）によることとされている。

### 2. ICD-10のメンテナンスに関する動向

#### (1) ICD-10について

- ・ ICDについては、WHOは、医学の進歩等に対応するために、第10回改訂以後は、3年ごとの大改正（次回は2006年）と1年ごとの小改正を行っている。
- ・ ICDは1900年のICD-1以来10年に1回改訂してきており、現在使用しているICD-10は1990年にWHO版を刊行し、日本語版は1995年に刊行した。
- ・ WHOではICD-11への改訂を行わず1件ごとのMinor update 3年ごとのMajor updateで改正作業を行う方針である。（管轄はURC: Update Reference Committee）

#### (2) 我が国におけるICD-10アップデートへの対応（1999年～2003年）

- ・ WHOは、ICDに関して専門家からの意見を求める場として、WHO-FIC協力センター長会議を設置しており、その中におかれたURC（国際分類ファミリー分類改正委員会）において、ICDの

改正等に関する検討が行われている。WHOでは、URCの検討結果をふまえて、ICDの改正等を決定することとされている。

- ・これまでWHOにおいては、1990年以降ICD-10に関する改正が行われているが、これらの改正事項について我が国としての対応を決定していないものがあり、我が国としてはまず、それらの事項への対応を検討することが必要であると考えている。

### (3) 現在のWHOにおけるICD-10見直しをめぐる動向

- ・URCは、我が国を含むWHO-FIC協力センター長会議の各メンバーから、改正等に関する検討項目について、意見をもらうことにしている。

(参考)：オーストラリア ICD-11 案の例

提案例 1：のう<囊>包性線維症の分類の変更について：従来のものに加えさらに多くの概念が導入された。

現	行	改	正 (案)
E 84	のう<囊>包性線維症(cystic fibrosis) 包含：ムコピシドーシス	のう<囊>包性線維症(cystic fibrosis)関連疾患	
E 84.0	肺の症状発現を伴うのう<囊>包性線維症		・古典的のう<囊>包性線維症 (機能不全を伴う)
E 84.1	腸の症状発現を伴うのう<囊>包性線維症		・古典的のう<囊>包性線維症 (膵機能不全を伴わない)
E 84.8	その他の症状発現を伴うのう<囊>包性線維症		・非古典的のう<囊>包性線維症
E 84.9	のう<囊>包性線維症, 詳細不明		・その他ののう<囊>包性線維症
			・のう<囊>包性線維症 NOS
			・単発性閉塞性無精子症
			・慢性膵炎
			・アレルギー性肺気管支アスペルギルス症 (ABPA)
			・播種性気管支拡張症
			・汎性細気管支炎
			・硬化性胆管炎
			・新生児高トリブシンノーゲン血症

提案例 2：糖尿病の分類の変更について：疾患概念に変更が生じ、従来の分類では対応できなくなった。

現	行	改	正 (案)
糖尿病	(E 10-E 14)	グルコース調節障害及び糖尿病	(E 09-E 14)
E 10	インスリン依存性糖尿病<IDDM>	E 09	グルコース調節障害
E 11	インスリン非依存性糖尿病<NIDDM>	E 10	タイプ I 糖尿病
		E 11	タイプ II 糖尿病

### 3. ICD-10のコードと標準病名及びカルテ病名の関係

(1) ICD-10の1つのコードは複数の(標準)病名に対応する

(注) 現在「標準病名」としては、「標準病名集(医療情報システム開発センター(医政局承認))」、がある。

(2) 現在、カルテに記載されている病名は現在の「標準病名集」より多い。

(3) 電子カルテの導入により、医療機関内の業務の効率化に資するのみならず、医療の質の向上に大きく資するため、電子カルテに記載する病名を「標準病名」に統一し、コードの標準化を図ることとしている。このために現存の「標準病名」の拡充、見直しが進められている。

(注) \*一般レセプト病名：・現在書かれている病名は、現在の「標準病名集」より多い。

・カルテ同様、一般レセプトに書かれる病名は、「標準病名」に統一化し、コード化を図ることとしている。

\*DPCレセプト病名：カルテでは標準病名で管理するが、DPCレセプトには、ICD-10のコードに変換して書く。

